



Spring資料【別紙】

性暴力被害当事者の実態と、「迎合反応」について

抵抗することが不可能な幼少期から、監護者等による身体的暴力を伴う性被害を受けていた場合、その子どもは「NO」という概念を身に着けることが著しく困難となる。(※1)

その子にとって「NO」という感情に気づくこと、覚えること、形成すること、表出することは自分の身をさらなる暴力、危険にさらすことしかないとため、次第に感情 자체を自分から解離させて、感情をないものにすることが生きる手段となる。たとえ成長の過程で「NO」という感覚を知ったとしても、表出は困難である。(※2)

さらに性暴力がやまない場合は、「YES」ということや「迎合」することが暴力の危険から少しでも早く脱するための手段であることを脳の扁桃体にすりこんでいく。

そのようにサバイバルしてきた方は、監護者とは全く別の第三者が性的アプローチをしてきた場合も、扁桃体に刻まれたトラウマが警告を発して、暴力と危険が目の前に迫っているのをできるだけ早く終わらせるために、積極的に「迎合」する場合もある。(※3)

悪質な加害者は、そういったサバイバーの特徴を狡猾に見抜き、近づき、性加害に及ぶと指摘されている。(※4)

条文案案「同意・不同意の意思を形成～」は、場合によっては上記のようないわゆる「Yes Means No」のようなケースも捕捉できると考えられる。刑法で加害者を罰するには「故意」の認定が必要不可欠となることから、必要な条件としては、

- ①性被害後の被害者の実態について、行為者が経験的に知り得る立場であった場合
- ②性被害後の被害者の実態が広く国民に周知され、「社会通念」となっているという状態である場合
- ③行為者は対象の相手が過去に深刻な性被害を受けていて抵抗が困難であると把握したうえで、抵抗できないことに乘じて性行為に及んだと認められる場合

などが考えられる。

(※1)ロナルドC. サミット「未成年性的虐待順応症候群」(1983年)参照

(※2)オルガ・R・トゥルヒーヨ著『私の中のわたしたち 解離性同一性障害を生きのびて』(2017年)
p137～141参照

(※3)田中嘉寿子『改正刑法の性犯罪の暴行・脅迫要件の認定と被害者の「5F反応」』(2018年)p67参照

「扁桃体は、相手に迎合することにより生存率を高める方策に移り、凍結反応時に硬直していた筋肉がほどけ、脳の高次の機能は「オフライン」になる。その方が耐えやすいからである。迎合反応による生存メカニズムにおいて、人は極めて従順になり、ほぼ一切自分に起こっていること(被害)につき、加害者に對して抗議しない。」

上記のように、「迎合」は、加害者が自身に接近し、逃げられない状況であると絶望した際に起こる(客観的には逃げられる状況であっても、扁桃体の反応により本人にとっては選択肢がそれしかなくなる)。例えば、自ら相手の車に乗る、自ら服を脱ぐ、自ら性行為をしようと誘うこと等もある。そして加害者の行為が終わり自身の近くから立ち去るまで、無抵抗でい続ける。

(※4)第20回全国シェルターシンポジウム2017in東京報告集p17～18参照